

中防消第2号
令和5年3月3日

関係都道府県防災会議会長 あて

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

岸田文雄

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれでは、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところであり、感謝を申し上げる。

今冬も昨冬と同等、ところによっては昨冬を超える記録的な降雪量を観測した地域がある中、除雪作業中の事故等により、多くの人的被害が発生している。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」(令和4年11月18日付け中央防災会議会長(内閣総理大臣)通知)をもって通知したところであるが、今後もしばらく降積雪期が続くことから、除雪作業中の事故防止のため、改めて注意喚起の取組を進めるなど、引き続き警戒体制を確保し、人命を第一とした対策を推進していただきたい。

また、今後、融雪出水期を迎えるところ、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫、土砂災害等の発生が懸念されることから、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、これらについて、平成31年1月(令和4年11月改訂)発行の「市町村のための降雪対応の手引き」(内閣府作成)(※)の内容を含め、関係機関及び市町村防災会議に対し、周知徹底をお願いしたい。

(※) <https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

さらに、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各対策の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないよう、新型コロナウイルス感染防止策を講ずること。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

雪崩危険箇所はもとより、雪崩危険箇所とされていない箇所においても、多

量の積雪があった場合は、雪崩の危険が高くなることから、都道府県は、積雪状況、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めるとともに、国に対し適時情報提供すること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、市町村、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。特に、土砂災害については、前兆現象が発生する場合もあるため、そのことについて住民への周知に努めること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。

市町村は、住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難情報等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情や要配慮者に対する配慮の必要性を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等の多様な情報伝達手段を組み合わせて住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難体制の強化

市町村は、関係機関と緊密な連携の下、災害の発生のおそれのある地域について、改めて、危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等を住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者に周知徹底すること。また、関係機関と連携して情報収集し、気象に関する情報及び融雪の状況、過去の災害事例等を勘案し、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害により住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難指示等を発令すること。

都道府県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難指示等に関する事項について助言を求めることができることを、市町村に対し周知すること。また、助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うこと。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、安全確保に十分留意しつつ重点的

に巡回・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して、巡回等により状況を把握すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段の確保を行い、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

6. 当面続く降積雪期に関する改めての留意事項

昨冬は、除雪作業中の事故等により、多くの人的被害が発生した。今後もしばらく降積雪期が続くことから、改めて「降積雪期における防災態勢の強化等について」の要請内容に留意すること。特に、雪下ろし等除雪作業中の事故防止に向け、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止、速やかな排雪、歩行型ロータリ除雪機による事故の防止等の留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、安全対策の徹底を図ること。

以上